第145回鳥取県都市計画審議会 議 案 概 要

(審議会開催年月日 H27. 7.24)

			(番議会開催年月日 H27. 7.24)
議案番号	議案名	案件	主な内容
1	鳥取都市計画 について 【県決定】	鳥取都市計画道 路の変更 3・5・17号 立川甑山線 (旧3・6・4号 立川甑山線)	【決定内容】 全体延長:約3,670m 起終点:(起点)鳥取市立川町五丁目、 (終点)鳥取市国府町町屋 幅員:12m、車線数:2車線 【決定理由】 鳥取市立川町六丁目地内から岩倉地内の区間910mは、人家が連担し交通量も多いが、歩道は一部区間の片側にしか設置されておらず、また右折レーンが設置されていない。 このため、道路構造条例に基づく道路幅員を確保しつつ、右折レーン及び歩道を設置して交通を円滑に処理し、都市の健全な発展と地域の安全を確保するよう、都市計画を変更しようとするものである。
2	岩美都市計画 について 【県決定】	岩美都市計画道 路の変更 1・5・1号 本庄東浜線	【決定内容】 全体延長:約5,420m 起終点:(起点)岩美町大字陸上、(終点)岩美町大字浦富幅員:15m、車線数:2車線 【決定理由】 現在の都市計画決定は、航空写真測量による図面を基に道路設計を行った結果により都市計画決定したものである。その後、地形測量及び詳細な道路設計を行った結果、道路法線の変更等を行う必要が生じたため、都市計画を変更しようとするものである。
3	琴浦都市計画について 【県決定】	琴浦都市計画区域の変更	【決定内容及び理由】 琴浦町においては、平成16年9月1日に東伯町と赤碕町が市町村合併し琴浦町制が施行され、一体の都市として発展していることから、旧町ごとに指定されている東伯都市計画区域と赤碕都市計画区域を一の都市計画区域とするものである。 また、同町光好地区では、自動車専用道路の供用開始などにより交通利便が向上し今後開発が進行する可能性があるため、当該地区の一部約8haを都市計画区域に指定するものである。 都市計画区域面積 A=2,120.2ha
4		琴路1東3逢3保3丸3地3花3大3梅3赤3東浦の・伯・東・上・尾・蔵・見・山・田・碕・下市更・江・尾・勢・安・下・幡・見・屋・車・江市東・江・尾・勢・安・下・幡・見・屋・車・江計・日の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の	【決定内容】 県が都市計画の決定(変更)を行う10の都市計画道路について、区域の変更を伴わない名称、位置、車線数の決定(変更)を行うものである。 【決定理由】 東伯都市計画区域及び赤碕都市計画区域を一の都市計画区域としようとすることに併せ、名称、位置を変更しようとするものである。 また、車線数は平成10年の都市計画法改正により新たに都市計画に定めることとなっており、車線数が未決定である路線については、車線数を決定しようとするものである。